

軽度者の福祉用具貸与費の取扱いについて

・車いす(付属品含む)、・特殊寝台(付属品含む)、・床ずれ防止用具、・体位変換器、・認知症老人徘徊感知機器、・移動用リフト(つり具部分除く)、・自動排泄処理装置:便と尿とを吸引するもの(交換可能部分を除く)の場合

厚生労働大臣が定める者で、所定の認定調査の結果に該当するか(別紙の表の認定調査のデータがあるか)昇降座椅子については※イ参照

・手すり、・スロープ、  
・歩行器、・歩行補助杖、  
・自動排泄処理装置:  
尿のみを吸引するもの  
の場合

該当しない

該当する

右のア、イ、ウ以外の場合、下記の1、2を双方満たしているか。

1 (i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日、時間帯によって頻繁に対象福祉用具が必要な状態

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに対象福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる状態

(例 がん末期の急速な状態悪化)

(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性、症状の重篤化の回避等医学的判断から対象福祉用具が必要な状態

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

上記のいずれかに該当する旨の主治医の所見がある

2 サービス担当者会議で必要性が認められている

満たさない

満たす

確認依頼書により、市の確認を受けているか。

受けていない

受けている

保険給付の対象外

ア 「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に対して、**電動車いす(付属品含む)**を貸与する場合

イ 「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に対して**移動用リフト(つり具部分除く)**を貸与する場合

※ ア、イについては、別紙「介護サービス・介護報酬に係る福岡市の考え方・方針(平成18年5月19日)」を踏まえて、適切なケアマネジメントに基づいて判断すること。

※ イ、移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、「移乗が一部介助又は全介助を必要とする者」に該当するかで判断し、該当しない場合は、左枠内「ア・イ・ウ以外の場合」を参照すること。(福祉用具貸与に関するQ&A(平成19年3月30日))

ウ 「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に対して、**自走用・介助用車いす(付属品含む)**を貸与する場合

※ ウについては、適切なケアマネジメントに基づいて判断すること。

サービス担当者会議で必要性が認められれば、貸与可

保険給付の対象